

「神奈川県環境影響評価技術指針改定案」に 皆様のご意見をお寄せください。

神奈川県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、環境アセスメントの実施に当たり、「評価項目の選定、調査等の実施その他の環境影響評価に関する技術的事項及び配慮事項について知事が定めたもの」（神奈川県環境影響評価条例（以下「条例」という。）第6条第1項・3項）で、条例の対象事業では技術指針に基づいて調査、予測及び評価を実施することとされ、環境影響評価法の対象事業でも配慮することを求めています。技術指針は「常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行わなければならない」（条例第6条第2項）とされているため、近年の環境アセスメントに係る技術動向等を踏まえて改定を行うこととし、神奈川県環境影響評価審査会で審議を行い、このたび、改定案を作成しました。

つきましては、技術指針改定案に関する県民の皆様からのご意見を募集いたします。

意見募集の概要

■ 意見募集期間

平成30年1月9日（火曜日）から平成30年2月8日（木曜日）まで

■ 意見提出方法

このチラシの裏面の「ご意見等記入用紙」をご利用いただくか、任意の様式に「神奈川県環境影響評価技術指針改定案に関する意見」と明記して、郵送又はファクシミリでお送りください。ホームページのフォームメールを利用してご意見をお送りいただくこともできます。

1 郵送

〒231-8588（住所の記載は不要です。）

神奈川県 環境農政局 環境部 環境計画課環境影響審査グループ宛

平成30年2月8日（木曜日）必着です。

2 ファクシミリ

045-210-8952

3 フォームメール

<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?id=1512712991340>

■ 案の公表方法

1 神奈川県ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/pub/c6202075.html>

2 印刷物による縦覧

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、環境計画課、かながわ環境活動支援コーナー（かながわ県民センター内）、自然環境保全センター、環境科学センター

■ ご意見への対応

ご意見への個別の回答はいたしません。ご意見の内容と県の考え方を整理したうえで、後日公表させていただきます。

■ お問い合わせ先

神奈川県環境農政局環境部環境計画課環境影響審査グループ

電話 045-210-4070（直通） ファクシミリ 045-210-8952

